

# 令和5年度 もりぐち児童クラブのご案内

～放課後等の子どもの居場所～

## 「登録児童室」と「入会児童室」

### 1. 「もりぐち児童クラブ」について

本市では、児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

もりぐち児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれ各学校内に専用室を設置しています。

### 2. 「登録児童室」について

利用対象者は、**1～6年生の児童**（ただし、1人で身の回りのことができない児童やパートナーの指示が守れない児童は、保護者の同伴が必要）および保護者が同伴する3歳以上の幼児です。各家庭の責任で利用することを基本とし、地域の皆さんの協力のもと、子どもの預かりの場ではなく、自主的な遊びの場を提供します。

### 3. 「入会児童室」について

利用対象者は、放課後などに保護者が就労または疾病、その他の事由で保護育成することができない状態が月15日以上かつ、3か月以上続く**1～3年生の児童**です。放課後児童支援員等による安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供します。（放課後児童健全育成事業）

※特別な配慮等が必要な児童の利用については、保護者や学校等と相談し、状況に応じ必要な体制をとります。

※4～6年生の障がいがある児童（条件あり）を対象に、学校の長期休業日に限定した開設を行います。なお、詳細については担当課までお問い合わせください。

## 4. 費用について

区分	利用者負担金	備考	
登録児童室	無料	※ 工作費の材料代等の実費が必要となる場合があります。	
入会児童室	<b>【基本開設】</b> 月曜～金曜日の利用 (放課後から午後5時まで)	児童1人当たり 月額 4,900円	※ <b>減免制度</b> があります。 ※ 負担金を滞納されますと退会していただくことがあります
	<b>【延長開設】</b> 月曜～金曜日の利用 (午後5時から午後7時まで)	児童1人当たり 月額 500円	※ <u>おやつ代は別途保護者負担となります。</u>
	<b>【土曜日開設】</b> 土曜日の利用	児童1人当たり 月額 1,500円	※ 工作費の材料代等の実費が必要となる場合があります。

\*利用者負担金については原則口座振替となります。申請までに手続きが必要です。

## 5. 「入会児童室」利用者負担金の減免について

項	減免の事由 (申請要)	減免の額
1	保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていること。	全額
2	保護者の当該年度の市民税が非課税になること。	全額
3	保護者の当該年度の市民税の所得割が非課税(2の項に規定する場合を除く。)となること。	半額
4	保護者が災害その他特別な事由により負担金の納付が困難になったこと。	市長が別に定める額
5	同一世帯で2人以上の児童が入会児童室を利用すること。	半額(児童のうち1人を除く)
6	当該月のうち、開設日の全部を利用しなかったこと。	全額
7	当該月のうち、 <b>連続して</b> 16日以上を利用しなかったこと。	半額

\*減免申請の場合は**必ず事前の申請が必要**です。

申請方法等についてはホームページまたは減免申請書の裏面をご確認ください

## 6. 利用時間について

区分	開設日	開設時間
登録児童室	月曜～金曜日	放課後～午後5時
	土曜日	午前9時～午後5時
	学校の休業日(長期休業日等)	午前9時～午後5時
入会児童室	月曜～金曜日	放課後～午後7時
	土曜日	午前8時～午後7時
	学校の休業日(長期休業日等)	午前8時～午後7時

※日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は開設しません。

※給食のない日(土曜日や長期休業日)は、「登録児童室」は事前に申請すれば、お弁当の持参が可能です。

「入会児童室」は、お弁当の持参が必要です。

## 7. 児童クラブでのケガや事故等の対応について

擦り傷程度の軽傷は、パートナー、支援員が応急手当を行います。また、その状況に応じて病院への搬送や保護者への連絡等を行います。

## 8. 児童クラブ開設中の緊急時の対応について

開室時間中に、台風等や重大な不審者情報の連絡が入った場合には、その状況により児童の安全を考慮し、集団下校等を行います。

また、「入会児童室」については保護者との連絡を密にし、安全確保に努めます。

## 9. 下校について

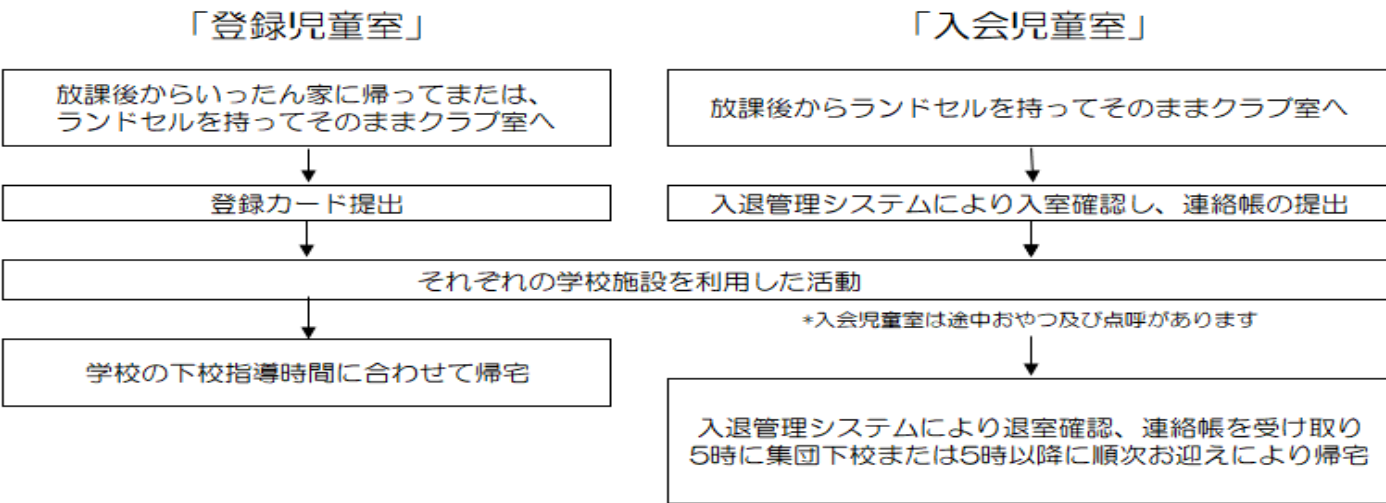
### ●「登録児童室」

各校で定められている下校指導時間に合わせ、午後5時の閉室時間に関係なく下校指導を行い、各自で帰宅いただきます。

### ●「入会児童室」

全ての利用日において、午後5時に児童だけの集団によるグループ下校を行います。  
延長開設を利用など5時以降の下校の場合は、必ず保護者のお迎えが必要です。代理の方の場合やお迎えが遅れる場合は、事前に児童クラブにご連絡ください。

## 10. 児童クラブの一日の流れ




## 11. 「登録児童室」の利用手続きについて

区分	必要書類	手続等
登録児童室	登録児童室利用申請書 1 通	必要書類の配布と受付は、各校の登録児童室で行っております。 <u>市役所では受け付けておりません。</u> 必要書類は、守口市のホームページからもダウンロードできます。

※登録児童室の利用受付は、令和5年3月中旬から各校の登録児童室で行います。(日・祝日を除く)

※面談等は必要ございません。利用されたい日に直接、登録児童室にお持ちいただければ受付できます。

## 12. 「入会児童室」の利用手続きについて

区分	必要書類	手続等
入会児童室	① 入会児童室利用申請書…1通 ② 保護者の就労証明書…各1通 または 利用事由申告書 …各1通 ※就労以外で利用される場合、必要に応じた書類 ③口座振替依頼書の控えのコピー ※前年度等に手続きが済んでいる場合は不要	・市役所担当課へ申請書等をご提出ください。 (オンライン申請、郵送可) <オンライン申請ページ二次元コード>  ・必要書類及び記入例は、市役所担当課及びホームページ(下記二次元コード)にあります。

※各児童クラブの利用申請者数に応じて入会決定を行います。

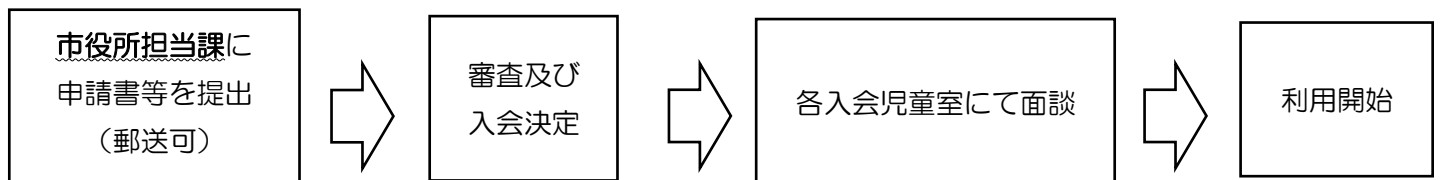
### (利用申請スケジュール)

	利用開始日	申請期間
当初入会	令和5年4月1日から	(一斉受付) 令和4年12月1日(木)から 令和5年1月11日(水)まで
途中入会	毎月1日から(原則)	前月15日まで(随時受付)

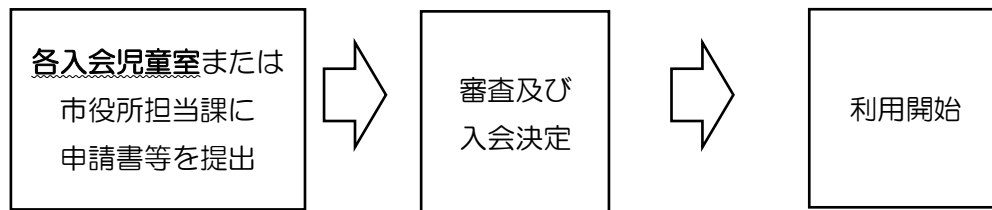
※新年度の当初入会の受付については、申請期間を過ぎた場合、利用できない場合がございます。

### (利用までの流れ)

#### ●初めて利用される児童



#### ●利用したことのある児童



\*利用したことのある児童は、面談の必要はありません。

守口市内での学校の転校等の場合は、上記「初めて利用される児童」と同様の手続きとなります。

\*詳しくはHPを  
ご覧ください。



問い合わせ  
守口市こども部子育て支援政策課  
TEL: 06-6992-1647